

令和4年10月20日  
関東信越厚生局

## 元保険医療機関の行政処分等について

令和4年10月19日に開催された関東信越地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消相当」について、これを妥当とする建議がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分等を行いましたのでお知らせします。

### 【行政処分等の内容】

保険医療機関の指定の取消相当

- |            |   |               |                              |
|------------|---|---------------|------------------------------|
| (1) 名      | 称 | ティースジュエルクリニック |                              |
| (2) 所      | 在 | 地             | 東京都港区六本木三丁目12番5号<br>ステラ六本木3階 |
| (3) 開      | 設 | 者             | 馬庭 詩乃                        |
| (4) 指定の取消相 | 当 | 年月日           | 令和4年10月21日                   |

※ 当該保険医療機関は、平成27年8月25日付けで廃止となっていることから指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定取消の行政処分と同等の取扱いをするものです。

### 【行政処分等に至った経緯】

当該保険医療機関について、保険者から、患者が平成27年2月に2回のみ受診したと述べているにもかかわらず、保険者から送付された医療費通知において同年1月から同年7月まで受診したこととなっている等の情報提供があった。

患者調査の結果、診療を行っていないにもかかわらず診療報酬を不正に請求していること及び保険適用とならない診療を行ったにもかかわらず保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していることが強く疑われたことから、平成30年12月から令和2年7月まで計5日間の監査を実施した。

結果として、「行政処分等の主な理由」に記載した事実を確認した。

### 【行政処分等の主な理由】

当該保険医療機関の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- (1) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)
- (2) 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。(振替請求)

(3) 保険診療と認められないものを、保険診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

**【診療報酬の不正請求額】**

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり。

件 数 77件

不正請求額 1,424,794円

※ なお、監査で判明した以外の分についても不正請求等があったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。